

長与町議会議員政治倫理条例に係る  
調査特別委員会会議録

(平成29年 7月 3日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 2 9 年 7 月 3 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員 長	金 子 恵
委員	浦 川 圭 一	委員	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	饗 庭 敦 子
委員	安 藤 克 彦	委員	分 部 和 弘
委員	岩 永 政 則	委員	山 口 憲 一 郎
委員	堤 理 志	委員	河 野 龍 二
委員	吉 岡 清 彦	委員	竹 中 悟

出席委員外議員

議 長 内 村 博 法

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

教 育 長	勝 本 真 二	教 育 次 長	帯 田 由 寿
教育委員会理事	金 崎 良 一		
(学校教育課)			
課長補佐	木 須 美 樹		

本日の委員会に付した案件

給食米を巡る新聞報道に係る実態把握について

開 会 9時30分

散 会 11時12分

#### ○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。時間になりましたので、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を開会をいたします。6月6日の全員協議会、あるいは20日の第1回特別委員会でそれぞれ説明を聞き、問題点、疑問点等の論点の整理を行いました。今回は第1回委員会で出た問題点等についての回答、説明を教育委員会をお願いしております。教育長、次長、理事、課長補佐、ご出席いただきました。ありがとうございました。それでは、資料の確認をいたしますけれども、先程、お配りしております長与町における学校給食米の流れのフロー図、それから学校給食用物資売買契約書の写しをいただいております、確認いただきましたでしょうか。

それでは教育委員会の方から、第1回委員会で出た疑問点等については事務局の方からおつなぎをしておったと思いますので、これについて説明をお願いいたします。

帯田教育次長。

#### ○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

皆さん、改めましておはようございます。早速でございますが御説明をさせていただきたいと思っております。教育委員会と西そのぎ商工会との学校給食物資売買契約の内容について御説明申し上げます。この契約につきましては、いつ頃から締結してるかという点では資料等が残っておらず、以前、おりました職員等に聞き取りを行いました結果、定かではございませんが平成19年頃より契約を交わしているとのことでございます。平成29年度4月3日付けの契約は、長与町教育委員会教育長勝本真二と西そのぎ商工会会長山崎春雄氏との間で締結をしております。内容といたしましては産地といたしまして、県内の作付動向で60%を占めておりますヒノヒカリとし、契約金額は10キロ当たり3,090円とする単価契約でございます。ちなみに、平成28年度は全体で3万1,465キロ発注をしております。発注場所及び納入場所は各学校が必要に応じ納入月の1週間前に西岡屋へファクスで注文し、西岡屋と中村米酒店より各単独調理場及び共同調理場へ指定日に納入していただいております。また、支払いにつきましては納入業者より各学校へ請求書を出していただき、各学校より毎月10日までに支払いを行っております。その他の契約条項といたしまして、契約の解除要件と平成29年4月3日から平成30年3月31日までの有効期間を、その他の項目では定めのないものについての対応を定めております。以上が本年度契約締結しております契約の主な内容でございます。以上でございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

契約についての、今説明がありました。契約書の写しも出ておりますので、これを参考にして質問、疑問等があれば、まず伺いたいと思っております。

質問ありませんか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

おはようございます。今、御説明をいただいたんですが、6月6日の全員協議会で教育委員会から説明を受けた後に西岡議員からも説明を受けたんですが、教育委員会が4月3日からの契約の分からの御説明をされましたが、西岡議員からは3月の時点からの説明が若干ございまして、その中で教育委員会の職員が平成29年の3月頃に、職員から西岡さんは独占状態なのでJAを入りたいという連絡があったというふうな話がありまして、それで、そのことに関連するんですが、まずは、西岡屋が独占状態なのでJAを入りたいという西岡議員の説明があったんですが、教育委員会としてもやはりここは、その点については事実なのか。ちょっと事実確認をお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

その件につきましては、平成29年2月22日に私と木須課長補佐と教育委員会の事務局内におきまして、今年度の見積もりを拝見した時に、前年度より高かったものから、その分が安くなるのかという点と、中村米酒店が今現在納入等をされてないということをお聞きしましたので、独占状態という形になりますので、契約をするには商工会を通さない契約であるべきであろうということと、1社ではなく他にも、今まで2社でしたので、JAと一緒に入れて、させていただきたいというお話をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、了解しました。それで、その中村米穀店が休止をされて、実態としては、もう西岡屋がほぼ全量賄ってたという時期が大体どのくらい、それがあったものかどうかというのは、分かりますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

中村さんが納入をされてなかったという期間を、私は知り得たのは28年度の末に、担当の方からお聞きして確認をしてありました。

○委員長（喜々津英世委員）

28年の夏に聞いた。

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

すいません、28年度の末に、確認をさせていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

次長、その独占状態だった期間はどれくらいかということでしたので、それに答弁お

願います。

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

独占期間はですね、27、28というふうにお聞きしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

少なくとも1年はですね、独占状態だったということを見ますと、ですよ、最低で。商工会法という中の第6条のところで、商工会は特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行ってはならないという点からしても、ちょっとやはりここは是正しないといけないなと思ったというのはやはり、こういったこともあるのかなと思うんですが、ちょっとその辺りをもう少し、やはりこれ適切な状態じゃないなという判断は、やはりそういうちょっと独占的な形はまずいというふうに判断されたのか。願います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

商工会法の関連は私ども、ちょっと考えてなかったんですけども、やはり納入業者が1社っていうのは、今まで2社だったのが1社というのはおかしいということで、2社にするべきではないだろうかということでお話をさせていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

一つ資料っていうか、それがあるのかどうなのか、よく分からないんですけど。西岡議員が説明の中で念書があるというふうに言われてました。その念書というのがどういう中身なのかですね、それ少し説明していただき、ぜひこの資料として出していただきたいというふうに思って、というのも、この契約書の中には業者名は全く書いてないわけですよ西岡屋だとか中村米穀店というのは。ただ商工会との契約という形なんで、その辺がなぜ西岡屋、中村米穀店に発注しなければならないのかっていうのが、ここではちょっとよく分からない。ですんで、それが念書の中にあるのかなというふうに思うんですけども、あればちょっと説明か、文書か、資料として出していただけないのかですね、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

まず、念書でございますが、念書は西そのぎ商工会と西岡屋と中村米酒店が、双方でその米の納入に対して、私も詳しく存じ上げないんですけど、ちょっと見させていただいただけだったもんですから、ちゃんと精米をして、内容的には詳しく分かりませんが、そういう納入の条件的なものを、商工会と業者が締結をしている、念書を交わしているということで、私どもはそこに、中に入っていないもんですから、その細部の内容については分かりません。それと、どうして、西岡屋と中村屋と発注するのかということですけども、商工会に契約することに対しても、業者の方に単価とか、そういうものを見積等は出させていただきますので、その分で今回、西岡屋と中村米酒店が入っているのは確認は取れます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

教育委員会のところで分からないのかもしれませんが、前の会議の中でも契約内容は西そのぎ商工会なんですよね。その時に精米できるのが2社だというふうに説明がされて、そう聞いてますという形で、ただ、西そのぎ商工会となると、長与町の給食ですから町内業者が1番良いのかもしれませんが、商工会となると、時津、長与も含めて、やっぱりその業者っていうのが選定されるべきであって、そこが念書でただ2社に絞られたというのが、やっぱりどうしてもその、なぜそうなるのかなと。そこは商工会の内部なんで。教育委員会としてもそこら辺は確認する必要性が僕はあったような気もするんですけども、その辺は全くこう、何でしょう、契約の中身には反映されてこなかったというのが事実なんじゃないかな。そこだけ確認させていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

おっしゃるとおり、何で2社なのかというのは正直な所、私どもも分からない部分があります。ただ商工会を通してですので、他にも納入される業者がいらっしゃれば、その中に入って来れたのではないかというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

皆さんが質問されるでしょうから。ちょっと確認なんですけど、この契約書の1行目から2行目、西そのぎ商工会（長与支所）というふうになっておりますよね。最後の甲乙の乙、これは長与商工会会長山崎春雄というふうになっているところでの、ちょっと整合性がないのかなという点、そして5の支払い請求書の提出、これに関して乙の指定した納入業者というふうにしておりますので、これ別紙かなんかで納入業者が、この契

約書に添付をされているのが普通じゃないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

御指摘の分は重々分かります。ただ、私どもも、以前からこの契約書で行ってきとったもんですから、自分たちが余り仕事してないと言われれば、そうなるかもしれないですけども、そのまま以前のものをそのまま使わせていただいたということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私の方では、以前、資料要求いろいろしたんですけども、このフロー図を見たらある程度、大体理解するところがあるんですよ。ただ、何点か、このフロー図に関してまず質問したいんですけども、分からないと言われれば、向こうの内部のことなので分からないという答えかもしれないですけど。発注が西岡屋に直接行っていると、全てですよ。指定業者2社あるにも関わらず、この西岡屋に発注をかけている。全て。そして、その下に西岡屋から下に矢印が出てるんですけども、長与小分だけは中村さんが納入しているっていう意味なんですかね、これは。ちょっとこれは、だれが一体、どうやって配分を決めているのか。ということをちょっとお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今議員がおっしゃるとおり西岡屋の方へファックスで発注をし、それによって中村さんの方にも発注の連絡が行くようになっております。中村米酒店の方の納入能力といたしますか、それが月100キロというふうにお聞きしておりますので、その分で長与小学校の分を中村米店の方が担ってるというふうにお聞きしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

契約は商工会なのに、発注は便宜上でしょうけども直接納入業者に行ってるわけですよ。支払いも当然、当然というか納入業者の方に支払いをされている、ここはちょっと何か、どうなのかなってですね。今後のことなんですけれども、これはあくまでも、商工会との契約は必要無いんじゃないかなと思います。これ今のはあくまで意見ですけど。そして、農協が新たに今回見積もりを取られたということでしたけども、いわゆる給食の私会計というのはあくまでも発注元、発注をする所が業者を選定できるはずですよ。でも、農協はこの場合、調理場というのは発注はかけられないんですかね。

どうなんですかね。分かりますか、言っている意味。給食月間だから何かって話もあつたんですけども、実際、農協への発注の選択肢も各調理場には与えておくべきだと思うんですね、契約をしているならば。そこのところをちょっとお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

農協の納入に関しましては、今年度からですけども、農協の方にも登録申請を出していただいですね。直接、このフローチャートのような形で、各小学校、共同調理場辺りが必要に応じて、農協に発注ができるような形を取らせていただいでしております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この件では最後にしたいんですけども、そうすると、やはりこの間、教育委員会が発注を取り消したっていうのは、これはおかしいことですよ。あくまでも独自性、私会計の独自性を保つために、それぞれの単独校に発注の権利を与えるべきで、実際与えられてるんですけども実際そうならなかったと、そうならなかったということです。だから、私が申し上げたいのは、西岡屋との中村米穀が納入する単価というのが3,090円。これも、そんなに一般の米の私たちが購入する価格から言えば高い金額ではないと思うんですけども、今の給食会計を御存じのとおり、毎年、未納あるいは食材の高騰とかで、何て言うんでしょうか。マイナスと申しませんが、キチキチの状態が続いてるわけですよ、それによって、一部聞くとここによると、給食回数にも影響が出ていると。保護者の方もかなり、いろんな会合で、何でこんなに弁当が多いんだって言われますけど、やはりそういった、やっぱり安い所、安くて良いものであれば、私は、何の問題もないと思うんですよ、それが安い所に発注ができるっていうやっぱりシステムをこれからきちっと構築しないといけないと思うんですよ。構築っていうか、本当はしておかなきゃいけなかったものを、やっぱりこれからきちっと教育委員会は前面に、何て言うんですかね。発注掛けるのは多分栄養士か何かだと思うんですけども、そういった方に周知をしなければいけないし、そこに教育委員会が横やりを入れるというのは間違いですよ。その点について、今後のことになると思うんですけども、ちょっとそこのところをお伺いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

まずもって農協に発注した分を変更したり、いろいろしたのは、私どもの至らぬ所であつたふうには反省をしておるところでございます。やはり、今委員が言われるように、今後はやはりこういう形の契約ではなく、広く長与町内にです、米等の納入ができる

方に登録をしていただいて、皆さんに美味しいお米を納入していただくような形で、今後広く、農協、今の業者辺りの他にも導入されることのできる業者を広く募っておいしい給食を出していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

今のことも関連しますし、冒頭質問した時の教育委員会の方の答弁の中で、2月22日に西岡さんが独占状態なのでJAを入れたいという、その説明、その理由の一つとして高かったというのがおっしゃったんですが、高かったということは、必然的にどこかの金額を比較をされたんじゃないかと思うんですね。それと比べて高い状態にあったということは、例えばJAなりがもっと実は、低い金額で納めることは可能ですよというような状況があったのかどうかですね。そこをまずお伺いしたいと思います。であれば、どのくらいの金額の差異があるのかですね。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育委員会教育次長（帯田由寿君）**

金額は西岡屋がまず持ってこられたのが、昨年より100円高い金額だったものから、やはり給食費が小学校で4,000円、中学校で4,600円という形で、物価等の高騰がしてる中で、その100円という単価というのは大きなものだろうということで、現年度並にでもできないものなのかっていうことをお願いいたしまして、それによって前年度並みにするというので、また中村米酒店も入っていただけということになりましたので、それであれば前回と同じような形でお願いするというのと、いろんな形で、もし事故等があった場合のためにも、農協の方にも登録申請をお願いしたのが現在に至った現状でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

それから先程、今後はもっと広く発注ができるような体制をとということですが、私もさっきちょっと控えたんですが、そもそもこれ過去からの経緯なんだろうと思うんですが、その精米ができる所というのに限定がされてた。ここがですね、率直に考えて、果たしてこの前提というのは何だったのかなと、確かに地元の一部の業者だけが精米のできるんですが、この精米の条件がなければ、もっといろんな町内、時津町、長与町含めて、もっと他の米穀を取り扱う所がそういう入札などに参加できたのに、なぜ、大きな所では西岡さん、あとは小規模な中村米屋だけが受注できる体制というのは、なぜこの過去、過去からそうだったみたいですが、そもそもここに、あれ、おかしいなというふ

うにならなかったものかですね。この点いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

精米云々ということではなく、お米を納入する場合の単価として、やはり精米を自分のところでできれば、安価だという形の考えだというふうに私どもは考えておりました。

○委員長（喜々津英世委員）

良いですか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

契約書のことでもちょっとお尋ねしますが、これは平成30年3月31日までと  
なっていますが、今こういう問題が起きておりますので、そもそも西そのぎ商工会と契約  
するのがおかしいのではないかと。直接、他の野菜類とかは他の業者に行っているので、  
これを、こういう問題もあるので、見直すというところでどんなふうにしていかれるつ  
もりか、お伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

西そのぎ商工会との契約でございますので、この契約を、もし解除するとか、変更す  
るということであれば、また商工会と今発注をされてる業者もいらっしゃいますので、  
そういう方々ともお話をしなくちゃいけないと思います。それと、これはもう本当、今  
回の話の原点になろうかと思うんですけども、一般質問で地場産の物を納めさせなさい  
というような趣旨の一般質問をいただきましたので、それに対して私がお答えしたのは  
6月、11月、1月のそういう給食月間等でさせていただきたいということを考えてお  
りましたので、できれば11月に関しましても、この契約がそのまま、もし変更等が  
まだ叶わないということであれば、そういう期間だけでも、させていただきたいとい  
うふうには考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

西そのぎ商工会との契約なので、その中でしていくってということかと思うんですけれ  
ども、単年度契約なので、次年度からはもう商工会を通さない、普通の契約っていうふ  
うにするとということで理解して良いんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

来年度からはこういう契約という形ではなく、登録して、多く、いろいろ広く登録をしていただいて、学校、共同調理場の方から直接、その発注ができるような形にしていきたいというふうには考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今の契約そのものは、なかなかこの1年間の契約結んでるということで、変えられるかどうかという話が出たと思うんですけど。私はそもそも、やはり商工会との契約ということ自体が、これちょっとやっぱり、中身がどうかよく分からんし、ちょっとやっぱり違法性がある。先程、同僚議員から商工会法の法律に基づくと、まず商工会というのがその利益を上げる団体ではないと、公益法人。だからやはり国からの補助ですかね、地方自治体から補助が出るわけで。それが契約自体に参加するってなると、そこからまず、もうやはりできないことをやっているというふうに思いますんで、早急に見直すべきではないかなというふうに思うんですけど。支払い方法からすると直接指定納入業者に支払うということなんで、お金は商工会に入っていないのかもしれませんが、ただその、先程言われて商工会法の中の特定の業者だけが利益を得るという活動もしてはならないとなっている。今、現状、特定の業者が利益を得てるわけですから、商工会に入ってるのが大前提でしょう。その中でなおさら2業者ということはやはりその特定の業者に限定されてるわけですから、法律そのものを犯してるという意味では、率直にすぐやっぱり見直すべき内容じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

商工会法を私が理解してなかったのがやはり問題点だとは考えております。商工会とまたお話をさせていただいて、その下に商工会の方の2社の方がいらっしゃいますので、そこのやはりお話もしないと、いきなりその1年間の契約をしているのに、いきなり切るっていうのはやはり乱暴なやり方かなと思いますし、そこら辺をやはり協議をさせていただかないと。この場で、いや、もう、これは商工会との契約破棄しますという形にはなり得ないのかなというふうには考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういう協議はされるということでしょうけども、私はやっぱりそういう方向性で話をするべきではないかなと。法律からそもそもやはりその犯してるということで、これよく調べてないですけど、本来この商工会法を犯せば、やはりそういうこの補助金だと

かそういうのも恐らくもらえなくなるんじゃないかなと。それが大前提ですからね。だから、それをやっぱり犯してまでやらなければならない契約ではなかったというふうな意味では、そういう方向性で協議をすべきではないかなというふうに思います。これはぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今、商工会の件が出ましたので、ちょっと幾つか質問させていただきたいなと思うんですけども、今回商工会の契約ということですので、見積書の提出、そして価格交渉ですかね。そこで、そしてあの給食用の物資の売買契約の締結、こういうものに関してですね、この商工会の職員というのは関わっているのでしょうか、まずその点を。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

契約に関しては、やはり事務局長とお話をさせていただいて、契約の締結をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分かりました。では職員はそういうことに関わっているということですけども西岡屋の経営者でもない議員が、この交渉するに当たって商工会と西岡屋そして中村米穀、この三者の委任を受けているというふうに思うんですね。なぜかという、今回、この問題に関して西岡米店の方からは契約がおかしいのではないか云々のお話はありますけど、実際に商工会、そして中村米店からは一切何の問題も提起をされていないというところの部分については、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

答弁できる人がいいですよ。

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

今、委員の御指摘ですが、西岡議員が商工会そして西岡屋、中村屋、三つの委任を受けて代表で来ているいろんなことですね、交渉に来られたというふうには我々認識はしておりません。商工会、中村米屋のからのそれぞれの私たちへの働きかけは何もございませんでした。そういうふうに認識をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では、1点確認なんですけれども、契約に関して、やはり西岡議員がどういうことなのかということで来られたということは、契約はもう商工会とされてるんですから、商工会からそういう話があって当然かなというふうに考えたので、今質問させていただいたんですけれども。今回のこの契約に関して商工会の方と話をされたかとは思いますが、商工会の方はどういうふうにこの契約のことを考えておられるのか、そういう話をされたのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

商工会自体が、事務局辺りの方がどんなふうに考えてらっしゃるかっていうのは、私も把握してないんですけども、私どもといたしましてはこの契約は単価契約だっというふうな形で認識をしておりますので、今回の農協の方に発注するにしても、それはその契約違反ではないというふうには考えておりました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今のとちょっと関連するんですけど。1年間のとりあえず契約を結ぶわけですね。私もそこがちょっと疑問点があるんです。6月は農協に契約をしたいというのが、契約違反にはならないということですけど、もう少しその辺のちょっとまだ十分理解していないもので、そういうふうになった経緯といいますかね。その契約違反にならない理由をもう少し詳しく説明していただければと思いますけど、

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

契約違反っていうよりも、1年間の契約をさせていただきましたが、この時に私の認識といたしましては、発注量をこれだけ取りますよとかっていう形での契約をさせていただいてないものですから、必要に応じて各単独処理場、共同調理場をお願いをするという形でしておりましたので、それと、一般質問の件もありましたので、登録申請もしていただいておりますので、その分に関しては契約違反とかっていう形ではないというふうに認識をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと考え方で、1年間の商工会からは10キロ当たり3,090円のお米を納入してもらいました。先程3万1,465キロでしたかね、28年度の発注が、この数量を契約したわけでは無いということなんですよ。ですから例えばこの商工会から28年度は2,000トンぐらいしか取らなかったと。他は他で、他の所から取りましたという意味でも、それぞれの給食センターといいますか、調理場がそういうふうに自分たちで納入先を選定しても構わないということなんですかね。そういう理解でよろしいんですか。例えばだから、長与小の調理場は全くこの商工会と関係ない所からお米を納入してもらうというのも全然構わないという形の考え方で良いんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

やはり納入は許可を受けたところじゃないと、やはりいろんなものがありますので、やはり安心のお米を納入するためには登録申請をしていただいて、その登録内容を見て、うちの方が登録をし認可したところじゃないと納入できないようにはなっております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

長与町では農協がいつの段階で許可を登録、申請されたのかですね、それまでは、この西岡屋と中村米穀店しかなかったのかですね、その辺はちょっともう1回確認させていただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

農協の登録は29年度からです。以前までは西岡屋、中村米酒店の2社でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

前回、いろいろ疑問、論点、争点があった部分で結構です。今提出された資料に基づいてやっていますので、それ以外にもあれば結構です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

6月6日の全員協議会で御説明いただいたことで教育委員会が説明いただいたことと、西岡議員が説明いただいたことで食い違う点がちょっと、気になる点がありますので、ちょっと事実関係を確認したいんですが、5月1日、5月2日のやりとりのことですね、この中で教育委員会の方から、5月1日に西岡屋に連絡して、6月分は諸々の事情でじげもとJAから納入したいという連絡をされて、このじげもとJAへの注文の詳細のことでは学校給食月間ということで、じげもんには町内産の米、そしてJA長崎せい

ひですか。ここからは県産米を入れたいということで、そういう思いだったということだったんですが、実はその後の西岡議員からいただいた説明では教育委員会からじげもん経由で長与町産米を入れる、そこだけに限定して、西岡議員はそういうふうな説明をされたんです。そして、教育長、次長、職員等々の説明を聞いて、西岡さんは町内産の米ということなら仕方ないなと自分が引かないといけないなということで渋々納得したんだという説明をされたんですよ。ここはもう、そもそも食い違ってるかなと思う。西岡さんの言い分で言えば、町内産の米に限定したと、教育委員会は言ったんだということだったんですが。事実どうだったんでしょう。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育委員会教育次長（帯田由寿君）**

6月分の米の納入に関しましてはJAの方に発注しますという内容だけであって、どこ産だけとか、そういうものの物の言い方は、私どもは申しておりません。ただ、1日に電話差し上げたのは、もし前もって納入していただいていたら困るもので、ご迷惑かけますので、早目にとということで6月分に関して5月1日に農協の方から納入をさせていただきますので6月分はございませんよっていう形でお話をして、5月2日にお見えになった時も、どこをどういうものを幾らとか、そういうものではなくて、何で農協に出とるのかっていうことでしたので、これは一般質問に沿って6月は別のところに農協の方に発注をするにしておりますという形ですね、細部の話までは私どもはしておりません。以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

良いですか。それぞれ違うけどもということで、確認を今しました。

他にありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

納入の完了なんですけど、契約物品の納入で今度指定した教育長がですね、勝本教育長が係員の検査に合格した時に納入の完了とするということなんですけど、これは一体だれがどのようにして、されてるのか教えてください。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育委員会教育次長（帯田由寿君）**

各単独調理場、共同調理場に米等の納入があった場合に、栄養教諭の方が確認をして、これで良いよっていう形の物を納入していただきます。もし異物等が入ってれば返品をして新しいものをとっていう形です。その都度、栄養教諭の方が確認をさせていただきます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

良いですか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

農協に変更された時に電話連絡をされました。変えますからということで許可を奥さんか責任者からもらったということは理解できるところでございますけども、そこを電話でせずに、やっぱりそういう大事な問題でしたので、やはり直に、その責任者を呼んでしなかったのか。その辺はどのような考えで。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

おっしゃるとおり、量的なものも大きいのに電話連絡だけでというのは大変失礼だったというふうに考えておりますし、この点につきましては配慮が足らなかったというふうに反省をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

良いですか。他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

内容的にはだいぶ分かって来たんですけども、この委員会の名称は倫理条例に係る調査特別委員会ということで、今いろいろ申し上げてきている部分は条例に係る分なんですけど、教育委員会の側の発注の今まで問題点がいろいろと上がってきたのかなと思うんですよね、これはもう今後改善していただかないといけないと思います。そして、ちょっとおさらいになるんですけども、新聞報道あるいは先日の全員協議会の中で説明を受けたんですけども、倫理条例に係る分として、ちょっとおさらいですけど、6月発注分を農協にしたのを受けて西岡議員が来庁された、教育委員会に説明を求めた。そして教育委員会は西岡議員の一般質問での地場産品推進月間に関するってということで、やはり一旦拒否したわけですよね。教育委員会がはねのけたわけですよね。そしたら、副町長から今度、西岡議員が副町長に言ったんでしょう。それがいわゆる副町長からこれが何が来たのか、指示が来たのか、お願いが来たのか、命令が来たのか。よく分かりませんが、いわゆる、確か先日の議事録の中では調整できんとかになっていうふうな発言だったと思うんですよね。副町長が調整できんとか。職員として、副町長自身は多分調整できんとかになっていうのは軽く考えられているのかなと思うんですけども、私、副町長の発言ってすごく重いと思うんですよね。副町長が職員に対して調整できんとか。これは職員としては命令として捉えるものではないんでしょうか。簡単に調整できませんでしたと回答できるもんなんですかね。いかがでしょうか。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

その調整できないのかっていう趣旨は、副町長の方が言われるのは、単価を最初に決めた時に、ある一定の量を自分は納入をするんだっていうもとの、その単価を決めたんじゃないのかっていうことの趣旨で言われて、だから、それによってそのそういう単価を決めてるのに量が減ると、その単価の根拠がなくなる。だから、それによってその数量の調整が極端に多分減らされないような形での調整ができないのかっていうことの趣旨のお話だったと思います。それは決してその命令とか、そういうものではございませんでした。それはやはり、最初の西岡屋の単価を決める根拠として、ある一定の量ではじいて持って来てるはずだから、それはやはり考慮すべきではないだろうかというような趣旨のお話で、それが、幾らにせろとかですね、そういうものの命令的なものではございませんでした。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと今の発言なら、もう問題なんですけども、もうこれは前から私も言ってるけども、副町長が給食、教育委員会に関わるっていうこと自体が問題なんですよね、越権行為だと思います。ですので、そこを副町長は認識をされてないわけですよ。この間の説明でもそうでしたけども、命令じゃなくても、副町長から教育委員会に対して調整できんのかな、実際に調整されてしまったわけですよ、これが。教育委員会も調整に動いたわけじゃないですか。発注を取り消したわけじゃないですか、一回。業者もですよ、確かに年間発注量云々それは分かります。でも契約の段階ではそういったことを全く、この契約書にも年間納入量も示されてませんよね。当然。ということは、それはあくまでもその業者の都合であって、実際にその調整できんのかな、それが調整されたということは、やはり命令として受け取ったんじゃないんですか。そこは教育委員会もばんと突っぱねられなかったわけでしょう。いかがですか。そこが私、そもそも政治倫理条例の問題はそこなんです、そこから始まっているわけですよ。頑として突っぱねとけば、本当は副町長も、副町長もおっしゃってましたよね。西岡議員やっけんが、議員の言うことやっけん話ば聞いたっていうふうな発言があったんですけども、議員だから話を聞いたらいけないんじゃないですか、もうここは。西岡さんもそうだと思います。議員だからやっぱり、自分は出たらいけないんだと思うんですよ。これはまた西岡さんが、ここに来られた時に話をしたいと思うんですけども、その認識が、だからずれてるのかな皆さんと思うんですけども、再度、次長から答弁いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員が言われる越権行為じゃないかというふうなお話があるんですけども、私どもといたしましてはですね。やはり、越権というふうな形では、正直なところ捉えており

ません。やはり、町のためにという形で私ども仕事しておりますので、それに関して、副町長からの意見等をお聞きする分は越権ではないというふうに考えております。ただその、そういう話があってそのぶれたといいますか、その2,080キロを6月と7月に分けたような形になりましたので、そこら辺で、やはり皆さんに御迷惑かけたのかっていうのは反省をしておりますけども、決してその副町長からの圧力とか、越権行為等で、私どもが動いたっていうのは考えておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。この件はもう、教育委員会に対する質問はもうこれで終わりたいと思います。最後になりますけども、これからですね。今回のことを反省に、本当に先程次長からもあったけども、安全で安くおいしい給食を子供たちにできれば回数が増えるように今の金額で提供していただく、今の件はですね、今後また副町長をお呼びする機会もあるかと思っておりますので、副町長の方に、お聞きしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

質問したいので、ちょっと委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質問はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今の安藤議員との関連ですけれども、西岡議員がこの前全協で説明された中で、3ページ目になるんですけれども、玄米仕入れ価格の上昇に伴い、納入単価の見直しを町教育委員会に申し入れたところ認められず、町教育委員会より納入価格を上げるのであれば、県経済連の米を長与農協より納品するとの連絡を受け、契約と違う旨の申し入れをしました。交渉の途中、鈴木副町長にもお話をし、交渉の中で値上げをするならば自炊校の一つでも農協にする案も出しましたが、値上げはいたしませんと私の方から話して両者納得のもと話し合いを終わりました。こういう説明があったんですね。そして4月2日、本人は4月2日と言われてますけれども、実際は4月3日の契約でしょうけれども、商工会を通して契約をいたしましたということは、副町長はこの4月3日の契約以前から、この問題に対して関与をしとったと。これが、西岡さんの説明で明らかになったわけですね。したがって、いわゆる量を一気に減らされると西岡屋も困るんじゃないか、副町長がそういうことを言われた、そういう趣旨のこと言われたと思うんですが、そうじゃなくてこれはもう価格の調整、この4月3日の本契約前に価格の調整にまで関与してるというのがあると思うんですが、これは後で副町長にも来ていただいて説明を聞く必要があると思っておりますけれども、そこら辺について、副町長の関与は、例えば常態化しとるんじゃないかなという疑いも私は思ってるんですが、そこら辺についてはどう

いうお考えですか。

○委員（金子恵委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

先程も御説明したように2月22日に単価が高かったということで、木須課長補佐と西岡屋さんともお話ししましたが、その時点ではその単価下げるとかということまでは出ておりませんが、そのあと副町長に会われてるんですよね。その時に、私もから副町長に単価が高いから下げただけか、話はできないかということはどうですか。私の方から、副町長にはお話をさせていただいたことは事実でございます。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

確認します。価格が高いので、これについて、副町長に西岡屋の説得を依頼したということですね。了解しました。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

副町長と教育委員会との関係のあり方についてですね、先程から越権ではないとおっしゃいますが、私はここの認識は非常にまずいんじゃないかなというふうに思うんですよね。いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の職務権限はこれ、で、町のいわゆる首長ですね、首長の職務権限はこれと明確に分かれていると思うんです。でも、恐らく御存じだと思うんです、学校給食はどちらの職務権限ですか。確認、御承知ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

職務権限といたしましては、教育委員会だというふうに認識をしております。

○委員（堤理志委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その地教行法の21条の11のところで、学校給食は教育委員会の職務権限、越権行為というのはやはり首長が権限を越えて、そこにやっぱり言うてくるっていうのが、やはり越権行為に当たると思うし、これは文科省の資料の中でも、教育委員会の制度は首長からの独立だ、合議制だと、そういう諸々な点がある。やはりもう戦後ですね、やはり

教育、政治が教育に介入して子供たちをいろんな思想的にする等々があったものですから、ここはきちっと明確に線を引こうということになされていたのが、今回、そういう価格の面も含めて、やはり、これは越権というふうに言わざるを得ないと思うので、ここもう少し持ち帰ってですね。いや越権じゃないよっていう、この会議録を取られた中でおっしゃったのはちょっと、もう一度やはり持ち帰って、よく協議された方が良くないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今の御質問に、答えにはなっていないかと思えますけども、私どもといたしましては、子供たちにおいしい給食を食べさせてやりたいということで、いろんな協議をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今出たことにもちょっと絡むんですけども、西岡さんが、この発注とかに関して、やはりこう価格交渉とかも含めて、利害関係がある中で、議員が来るということが問題かと思うんですね、その辺りはどのように捉えて対応されてるのか。来られた時点で、ある程度アウトなんではないかというふうに考えるとところもあるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

西岡議員がお見えになられて、その時点で、何ていうですか、口ききとか何とかってというような形で言われるのかと思うんですけども、私どもといたしましては、やはり議員がいろんな情報を提供していただいたり、そういうことによって、行政の運営の方法もですね、良い方法をに進むために、いろんな御意見を他の議員からもいただいておりますので、その一端だというふうな認識で対応させていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

意見を聞くことはとても大切だと思うんです。私が言いたいのは価格交渉とか、そういう利害関係に関わる部分に関しては違うのではないかと。こういう米の方法がありますとかというような方法を言われるのは、ごもつともで相談だと思うし、他の議員も相談には行かれると思うんです。ただ価格交渉とか、どこに発注するとかいう段で来たら、アウトである。その上副町長まで行ってる、ますますどうなんだっていうのはあるので。

来られた時に、価格に関しては違うんじゃないかというふうに言っていたかと良いのかなと思ったんですけど、その辺りいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

この問題は、教育委員会に答弁を求めるというのは、ちょっとやっぱり。やっぱり議会としてどう判断するかということになると思うんですよね。それで、当初、この進めるに当たって、議会議員政治倫理条例に抵触する行為があったということは、新聞報道あるいはこの前の説明会でもそれがはっきりと、新聞報道が補完をされたわけですね。一語一句補完をされたということでないですけども。補われたということは事実ですので、まずこれについては、冒頭それを確認しようかと思ったんですが、事務局ともいろいろ協議をする中で、やはり、西岡議員の話も聞いた上で、最終的にそれを、ポイントを押さえていくという判断にしたいと思いましたので。今日の段階ではですね。だから、それは教育委員会の答弁を求めるといってなくて、議会側としてそれを無くすかということだろうと思うんです。反論があればどうぞ。

饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

議会側としての体制はもちろんです。もちろんそれは抵触するんじゃないかというふうに思っております。私が言いたいのは、そこでやはり拒否するような体制も作って行かんといかんのじゃないかと言ってるわけです。議会側としてももちろん議員にまだ聞いておりませんので、聞かせていただきたいと思います。しかし、やはりこう、何て言うんですかね、もともとからそういう傾向があるじゃないですか。私たちが相談に行っても、快く受け入れてくれて、それは確かにありがたい。しかし、ここまでですよっていうのは、線引きをした方が良いんじゃないかというふうに私は思うので、その辺りをどう考えてるかっていう考えだけ、お聞かせいただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

これ先程も出ましたけれども、そもそもこの、こういったものを受け入れた教育委員会側にも問題があるという話が出てました。それとの関連もありますけれども、もう一度答弁お願いします。

帯田次長。

**○教育委員会教育次長（帯田由寿君）**

先程も申し上げたように皆さんからの御意見等は、やはり真摯に受けとめなくてはいけないという点は変わりはありません。ただ、今言われますように、ここはもうだめなんだよ。これ以上は私どもはお聞きすることはできませんっていう線引き的なことは今後ともちょっと、私も勉強して、はっきり、そういうことが言えるような知識も養っていきたいというふうに考えております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

何度も同じようなことを聞くかと思えますけども、一つはやはりこれまでの契約内容、米の納入のやり方等々含めて、やはりその教育委員会としては、やはりいろんな問題があるというふうな形で、29年度はこういうふうにしようというふうな動きが出たわけですね。先程から次長から出るのが、副町長に話した、西岡議員も来た。でその中で、農協に発注した米を契約の中身を変えてもらったっていうのが、流れがずっとあるわけですね。次長は町民のためだとか、児童、生徒の給食を守るためだとかというふうな話をされましたけども、やはりそうであるならば、この米の納入方法も変えようと動いたのもそうである。事実ですよ、そういうふうに変えなければならないと。やっぱりそれが一部の議員の要望に即した形に変えられたというのは、決して、これはやはり町民のためだとか、児童、生徒のためではない。やっぱりそういう圧力を受けて、そう変えざるを得なかったという事実がそこにあると思うんですよ。本来、ずっとやってきたことが本当はそれが1番子供たちのためだ。町のためだと思ってやってきたことを否定されたわけですから、そこはやはりその改めて、やはりそのそういう認識を持つべきではないかなと、決してその仕事をしてやってきた部分を否定されて、それが、中身を変えられたわけですからね。そこはやはりその町民のためだとか、副町長が言われたことが町民のためだとか、児童、生徒の給食を守るためだとかじゃなくて、やっぱりそういうふうに変えられたということは、逆に言えば皆さんの仕事が否定されたということですから、私はそういうふうな発想が出てこないんじゃないかなと、町民のためだとか学校給食のためだとかっていうのはですね。やっぱり、ここ変えられたという事実があるわけですから、そこはどのように考えてらっしゃるのかですね。そこを1点お伺いしたいのと、先程、ちょっと、議員のそういう働きかけというところで、一つ、教育長に確認したいんですが、教育長は議員だからだとか、そういうこういろんなね、この新聞報道ではそういうふうにあったかと思うと議員だからっていう話をされましたけども、教育長、これは今の体制の問題です。教育長が議員以外に、いわゆる業者だとかいろんな相談を来る方が会う場合には、どういう形で会うようにしてるんですかね、僕らなんか特にこの職員の皆さんに、教育長いらっしゃいますかって言えば、いらっしゃいますって通してもらいますけども、議員以外の場合はどういうふうに、約束、この面談をする場合はどのようにされてらっしゃるんですか。その辺を確認したい、二つ。やはり町民のためだとか、学校給食のためっていう認識は、ちょっとやはり私はこの間、この問題では違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、二つお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

契約内容を変えられたとか、そういう趣旨のことですけども、まず単価が高かったのを下げていただいて、従前と同じ、昨年と同じ契約という形になりましたので、私といましては、それであれば従来どおり、地場の業者の方の育成等もございましたので、そういう形で従前の28年度と同じような形での契約に判断をさせていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

業者辺りが来た時はですね。私には直接は絶対あり得ません。電話でもそうです。総務課の方が一応話を聞いて、この人関係ないって思ったら、もう私の所にはきません。ワンクッション常に置くようになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私はその契約そのもの、契約の中身じゃなくてね、6月の契約が変えられたという部分ですね、6月の契約は実際その農協に1回納めとって、そこが変わったわけでしょ、それっていうのも、極端に言えば、教育委員会の皆さんは、町民のため、学校給食がより良いものになるためという形でやられたことなんでしょう。その契約は変わったということは、やはり皆さん方はそうじゃないというふうに思わないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう仕事をやってきたわけですから、ぜひそういうふうに認識を改めていただきたいのと、教育長が言うと面談をするのは、そういうふうな職員が一定何て言いましょうかね、面談ができるか、できないかというのは判断するわけですよ。だから西岡議員の場合は、議員だから会ったんですよ、直接。そういうふうな、そう捉えて良いですよ、議員が来たから面談できた。そこの話はこういう給食米の話だったということで、そういうふうに捉えて良いですよ。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先日からも話してるように、やはり、議員が来られれば相談にのりますし、だから、相談を受けましたとただそれだけなんですよ。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

前回も、質問あったかもしれませんが、6月6日の全員協議会の中で教育長が新聞報道の中で、議員の影響がなかったと言えようそであるということ、言うたかな、はっきり言ってそこまでは記憶がないんです。そういった部分で捉えられたらしゃあな

いな。そういった部分ですね。言葉じりを多分取られたっていうような形で言ってんのかなというふうに思いますし、その後半で捉えられてもしようがないなというような言葉を言ってます。そういった中でこの新聞報道が真実でなければ、それなりの毅然とした対応を取っていかんばかなというふうに思うんですけども、今現在どのように感じられてますか。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

この間の新聞報道については、そのように確かに言いました。記録をですね、テープ起こしてみても確認したその中で、何人かいましたので、その中で言葉を記者は取った部分があります。結局、私と記者との対応だけでなく、うちの職員も何人か入ってますね、その雰囲気の中の言葉を、言葉じりを合わせたような格好ではありました。何しろ私は常に、こないだから言ってたのは、結局、ぶれた対応に対しては申し訳なかったと、それは業者にしても、その栄養士の発注した方に対しても申し訳なかったと。そのことだけは話をしました。それ以外のことは余り言ってないんですよ。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

何人かおられたということで、今現在ここにおられる方々がそれぞれ入ってたということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

この中では金崎理事は入ってなかった。その代わりに中尾相談員が入ってありました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

教育長も含めて、全体で4名ということですので、そういった中で、教育長記憶がないと言われてましたけども、その4名の中で多分話聞いてたと思うんですけども、その詳細が分かる方おられればすぐ回答できるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

議会の影響がなかったとは、うそになるっていうのは帯田次長が言われた。何しろで

すね、どうしても筋書きが記者はあったんですよね。圧力とかそういう常にそういう圧力なかったですか、圧力なかったですか。だもんだから、次長が町議の影響がなかったと言えようそになりますねえっていうのは、ニュアンスを話したんです。それを、引っ付けたような格好になってきました。いやいや何しろ私としては、そういうものではないんですよと。ぶれたのが不適切だったと、そのことを何度もお話をしたんですけど、何しろ圧力は、圧力という筋書きがあったもんですから、それじゃないですか、ないですかと、違いますよという話を何度も繰り返してたんです。そうですね。あとですね、本当、相手は議員だったんで、だから、それは圧力じゃないんですかとかですね、もう、こっちがその方向に向けるような質問を常に来られましたので、いやいや違うんですよと。そういうことの何度も繰り返しやったですね。そういうことの繰り返しで私としては、ぶれたということに対しては申し訳なかったんですよと。ただもうそれを繰り返したんですけどね。ただそこ辺りがもう平行線で終わるっていうか、そこ辺りをつなげて取られたというふうな状態だと思っております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今新たにそういう説明がありましたけれども、本来であれば、やっぱり自分の言葉じゃないんだということはきちっと申し上げてもらいたいですね。今になってその時と違う答弁。はっきり記憶に無いと言いつたのが今、帯田次長の言葉だったということがありましたけれども、それを事実として、一応受けとめておきたいと思えます。他にありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

今の教育長の御説明ではですね、町民の方は納得しないと思うんですね。何か非常にですね、何かこう行政管理体制の甘さっていうか、決断力の無さっていう所がかなり露呈されてるんじゃないかなというふうに思うんですね。もしこの時点で、契約はあるとしても、その6月にJAに発注をして、後に、西岡議員はOKという了解をしたにも関わらず、その後、結局、変更するまでに4回もいろいろ協議をしたりして、変更してるわけですよね。もしこの西岡議員が、この時にOKという了解のままでいたならば、JAに発注したそのまま教育長、JAに発注したままで変更はなかったんじゃないですか。変更する意志はなかったんじゃないですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育委員会教育次長（帯田由寿君）**

おっしゃるとおり、西岡議員が何も言ってこなければOK、そのままだという判断のもと、2,080キロは6月にという形でそのまま終わってたと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

安部委員。

○委員（安部都委員）

それが答えなんですよね。実際。6月にJAに全て発注をしている。それで、西岡議員からの3回、4回、3回ほどですね、その抗議的発言がありまして、その後やはり変更されてるという事実があるわけですよね。今、帯田次長が西岡議員からの抗議がなかったなら、JAにそのまま発注をそのままして、何の問題も無かった、これが最終的な結論なんですよね。要するに、西岡議員は行政の執行妨害もされたというふうに捉えられても仕方が無いわけなんです。どのようにお考えですか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

それに関しては、私どもが判断することではないのかなというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっとですね。6月6日の双方の発言を聞きまして私、一覧表にまとめてみたんです。そうしますとね。一目瞭然、こう言うた、ああ言うたということはですね、全部分かるんですよ。そういう意味では、いろいろ食い違いがあるのかなと思ったんですけども、大きな食い違いは見当たりませんですね。双方の言うことに対して、そこで思うんですけども、先程もちょっと分部議員から出ましたけども、6日の日に全員協議会で私の方で、教育長の発言のことについて、あえて河野議員とも何かちょっと当たったりはしたけども、あえて聞かしていただきましたね。そうするとその新聞報道であったように、私は言ったんですかと。そうですか、うそじゃないんですかということだけですね、確認をあえてさせていただきました。そしたらですね。先程から、ちょろっとこう言われたようにですね。喜々津さんの方で、20日の日に、記録がありますけども、ここの発言を、教育長の発言を見ますと言うたのか言わんのかですね、敢えて次の質問しませんでしたけどもね。言うたのか言わなかったのかですね。分からんような感じですよ。ところがどうも最後のお言葉を聞けばああ言ったのかなというふうにも捉えられるわけですよ。もう1回言いますとね。言うたのかな、はっきり言ってそこまでは記憶はないんですけど。そういう部分でとらえられて、捉えたら、もうしゃあないなと。もうそういうところ。自分としては、そこまで言ったかなと。もう、そう捉われてもしょうがない。はい、そういうことです。ですね、こういう発言でした。だから、今全員が聞いたようにですね。言ったのかな、言わんやっただのかなというふうにはですね。分からんと言えば分からない。ですね、分かると言えば分かるような、まして今、帯田次長がそのことを言ったなんてね、なぜ6日の日にはそういう発言をしなかったんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんも分かるように新聞記者から取材を受けてですよ、全てを覚えてるというわけではないんです。ですから最後の付近辺り自信がないから、ちょっと言ったかどうか分かりませんと、そういうニュアンスの話はありました。出てきたからですね。だからそういうふうな言い方をしました。それに対して本当に申し訳なかったなど、だから、ちょうど、テープ起こしてみたら、そこ辺りの言葉がありましたので、今、きちんと言われただけであってですね。自分自身もその会話の中で、だから最初の部分においては、自分がきちんと動いてましたよと。ただ会話の中で、後ろの部分辺りは、自分は言ってないけど、何か言葉は出てたなど。きちんと起こしてみたら、そこで記録で、だから今きちんと話をしとかんばということで、帯田次長の言葉ではありましたということを行いました。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

やっぱり、はっきり言うべきものは言われた方が良いんじゃないかと、そうしなければ、みんながもう感ってしまうというね、そういうこともありますのでね。私はですね、どうも言って無いんじゃないかという形を取ったんですね。そういうことを言って無いんじゃないかなということ、しかし、その言葉を字にしますとね、何を言ってるか分からんようなですね、そういう感じになっておるんですが、ただですね。竹中議員が質問されましたよね。その時に。これは守秘義務について、副町長と教育長が答弁しましたですね、その時に。教育長は何と言ったかと言いますとね。圧力はあったでしょうと言うけん、言うからですね。圧力は無いですよ。ただ、相談を受けたから、それに対して自分なりの考えで結論を出しましたという話をしました。こういう説明があったわけですね。したがって、先程、私影響なかったんじゃない、そういうこと言ってないんじゃないかなということを思ったのが、このことから推測しましてね。こういう考えで自分なりの結論で話をされたんじゃないかということであればですね。それは言ってないんじゃないかなと。そういうことを私、感じたんです。そういう捉え方というのはうそなんでしょうか。良いんでしょうか、教育長を信用して良いんでしょうかね。どう思われますか。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

何とも私は、今のことにだけ答えると岩永議員がおっしゃったとおりで、私はもうそういうふうに捉えてたもんですから、何度もですね、例えばですね。これは圧力というふうに表示する人もいますが、圧力という認識でされる方もいると思いますが、あなた

はどう思いますかとか、もう何しろ圧力に対して反応してほしいという問いかけをされたんです。いや圧力ではございません、相談を受けました。それに対して私は答えましたと。ただ、相談に乗りましたけど、最終的には私が決断をして、職員に話をいたしました。それで終わりました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

分かりました。もう1点ですね。これ1番最初に、6月6日の1番冒頭に、質疑始まった時に、私、すぐ質問したんですけども、この商工会との教育委員会との契約ですね、このこと冒頭に質問しました。これはおかしいと。平成18年か19年からという話でありましたので、そうかなというふうに思ったんですけどもね。ただ、いろいろこうして調べてみますとね。この前も言いましたように、何も、商工会には米も何も無いわけです。ですね。無い所と公的な教育委員会が商工会法に則った商工会と契約をしてですね。はい、契約しましたということには、これ、おかしいなというのをね、感じなかったのかと思うんですよ。この前もちょっと聞きましたが、その経緯はよう分からんとですね、そういう回答がありましたけども、やっぱり分からんではいかんだろうというふうに思いますけども、先程から、質問の中で、同僚議員の質問の中でもありましたように、方式は見直すということでもありますからね、これはやっぱり早急に双方余り卒が無いようにですね、齟齬が無いように早く協議をしてですね。来年度からもう、今年度は契約しとるわけですからね。だから、やっぱりおかしい所はおかしいんですよ。皆さん方もそう思われておると思います。執行側もね。された経緯が分からないような契約を、いまだにそのするというそのものがね。おかしいというふうに思うわけですから、おかしいものは正しく質していかないかんということですね。だから米のある所と契約すれば良いわけですよ。無い所といくら契約してもね。無いのは無いわけでしょう、という事はそこをね、通り越してですね。通り越して、一括下請じゃないけどもね、そういう形になるでしょうと自治法に違反しますよ。ですね、一括下請けだめなんですよ。まずは一つ基本的にはね。全部下請というのは、全くだめなんですから、法的に。それが一つ出てまいりますのでね、今のやり方というのは早く、再度言いますけどもね。考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるように丸投げじゃないかということでございますので、やはり、そういう形になって来ているようになりますので、やはり見直しをしなくちゃいけないし、今後ですね、商工会とも協議をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今、圧力があつたかどうかという事で、もうだいぶ言われておりますけども、行政側としては議員であれ、一般の人であれ、答えはそういうふうに来るのかなという思いをしております。ただですね、西岡屋は、やはりその関係者であるわけであつて、その人が出向いて行ったというところに、やっぱり問題があるということはやっぱり皆さん認識してですね。それを再度やっぱり確認すべきじゃないかなと思います。質疑ではありませんけども、一応気持ち的にそう思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

非常に6月6日の全員協議会の中で、事細かな系列の話が双方からあつて、非常に複雑やなと思つてたんですが、もういろんなものを排除していつてシンプルに考えていけばですね、比較的今後の、どういったことが問題なのかというの、徐々に解明されつつあるなと私は考えております。一つは、この契約というのは数量の契約じゃなくて、あくまでも単価契約であつたというのがまず1点ですね。そして、その中で1社、西岡議員の米屋のところ半ば独占的な形で1年、最低でも1年近くですね。1年前後、独占的な形でやつていた。これはやはりおかしい、まずいだろうということで、教育委員会も考えて。3点目にはJAを参入させたらどうかという意向を考えた。しかし西岡さんはそれに対して困るということで、それこそ権限が違う副町長の方にまで話を持っていつて困ると。副町長の方からは、教育委員会何とか調整してやれんのかという話がある中で、安部委員が言われるように契約が一部変更なされたというようなことを考えて、それは圧力があつたのか、なかつたのか答えを聞くよりも、もうこの事実が全てを私は、社会常識がある人なら物語つてるといふふうに私は考えてます。それで、今後、やはり政治倫理の問題によりつながつていく良い整理が、論点整理ができてきたなと思つておりますが、そこで教育長にお伺いしたいのは、私は、ある教育委員会の方からお聞きしたところによりますと、教育長は今後ぜひ風通しの良い教育委員会にやつて行きたいんだという意向をお持ちだといふふうに考えておりますが、今後の、今の発言を聞いておりますと、大丈夫かなと思ふんですね、せつかく良い方向には新しい教育長がそういう風通しの良い教育委員会をつくりたいという意向があるんだつたら、余りにも、やっぱり内部を守るとかじゃなくて、やはりもう、もっとこう、やはりこういう点が問題なので改善をしていきますよといふふうな、良い教育委員会に発展させていこうと考えておられるのかですね、この辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

勝本教育長。

### ○教育長（勝本真二君）

ありがとうございます。今、堤議員がおっしゃったように、私、就任した時から風通しの良い教育委員会にしたいということを第一声を言いました。帯田次長初めですね、職員が全部協力して動いていただいております。今回の件辺りにしても、やはり、逐次、次長辺りから話を聞いて、そこ辺りはやっぱり正常化せんばいかんねというような形で進めておりますので、ただいま多くの委員からの御指摘があったように、その辺は真摯に受けとめて、今後変えていきたいなと私たちも思っております。それを、この会を良い機会にして、どんどんどん良い方向に変えていきたいなと思っております。今後とも御指導よろしく申し上げます。以上です。

### ○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。時間がだいぶ経過してまいりましたけれども、教育委員会の皆さん方も、議会議員政治倫理条例というのは直接皆さん方の仕事には関係ありませんけれども、先程、同僚委員からもあったように圧力とかという文言は一言も使っておりません、政治倫理条例には。働きかけをしないこと。ですから、圧力と感じなかったのも、これはOKですよということじゃなくて、そういう問題で来た時にはすでに、これはもう倫理条例に反する行為なんだというやっぱり理解をしていただきたいし、我々も、そういうことを、もう一度再確認してやっていきたいと思っております。それで、教育委員会に対する質疑、これについてはこれが最後になるのかと思いますけれども、何か特別、これだけは聞いておきたいということがあれば、最後にお聞きをしたいと思っております。いいですか。

それでは、基本的に長与町議会議員政治倫理条例に抵触する行為があったということについては、おそらく皆さんがそういうふうにお思いだと思いますけれども、再度ここで、この特別委員会をつくった理由というものは、まさにここにあるわけですので、いや、それは政治倫理に反する行為じゃないよと言われる方がおられれば、御意見をいただきたいと思っております。よろしいですか。

浦川委員。

### ○委員（浦川圭一委員）

私、ずっと契約以前からの価格の調整とかですね。そういう経緯の後に、4月3日付の契約書ができて、この契約書に本来基づいて契約が履行されていくべきであるという中で、教育委員会の方が農協に一部を発注をしたと。それを受けて西岡さんの方はおかしいだろうということで異議を唱えて来られたと。これは、契約書の中に量的なものも書いてないし、教育委員会が行った手続というのも間違いじゃないと思うんですよ。ただ、西岡さんが全量を自分が納めるんだと思ってる中で、そういうことを言って来られたということもこれまた、確かにそういうふうに当事者として思われたのかなど。当事者は商工会なんですけどもですね。そういう中で、この契約書の1番最後に、9番の下に8番ってなってるんですが、そこに通常の契約とかの中では、双方疑義がある場合は、

お互い協議をしてとかっていうのは、書き方もあるんですけども、この場合は、前各条に定めるものの他は甲乙協議の上定めるといような記述があるわけですね。当然、私はこの条文に基づいてですね。協議がなされたという理解でおるんですよ。だから、倫理条例の中で、その契約とか、そういうものを議員の立場でいろいろ迫ったとかですね、そういうものではなくて、もう既に締結をされた契約の履行について意見を述べられたといような感覚でおるもんですから、ちょっと、この倫理条例に抵触するといような話になると。ちょっとこう、ぎりぎり違うんじゃないかなといような感じでおります。

○委員長（喜々津英世委員）

他に。良いですか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

私もその抵触するとかなんとかについては、ちょっとまだ疑問点があります。それははっきり抵触するとは言えませんですね、私もですね。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、お2人の方から、現段階ではまだという話であります。それで、基本的には確かに原因もあったかと思う。ただ、この政治倫理条例に抵触するかどうかというのは、いろんな事情があつたりしても、それを、行政側に働きかけて、働きかけるという行為自体がこの政治倫理条例に違反する行為ということはきちっと押さえておいてもらいたいと思います。確かに、原因があつて、その後、こういうことになったということもありますけれども、逆に原因の一つが自分の思い込みもあるわけですね、業者の思い込み1年分、自分たちはその契約に基づいて1年間の米を確保しとるんだという話ですけれども、1年間の米を確保してもらふ契約ではないわけですよ、実際はね。いろんな意味で、すれ違う点がありましたけれども、この委員会としては政治倫理に反する行為があつたのかどうかと。これをきちっと捉えていきたい。他の方から、その次、今の段階ではということですので、今日は最終的には、もうその問題に対して皆さんの意見の集約というのは控えますけれども、次の委員会で、そういったものを正式に捉えていきたいといふふうに思います。

じゃあ、本日は、長時間にわたり、大変、積極的な意見を出していただきましたけれども、次回は、7月7日に広報広聴常任委員会、議会だよりの編集等の、これがあると聞きましたので、その日の午後から開催をしたいと思いますが、よろしいですか。

よろしいですね。異議なしと認めます。

7月7日、13時から。今度は西岡議員に出席をしていただいて、場合によっては副町長にも確認をしたいといふことの見解もありましたので、そういったこともお願いをしてみたいといふふうに思っております。

7月7日、13時30分に時間の変更をいたします。13時30分開会。

それでは、本日の会議はこれにて散会します。お疲れ様でした。

(閉会 11時12分)

委員長